

## II-13. 非課税該当資産・課税標準の特例

地方税法第348条第2項の規定に該当する資産については、固定資産税が課税されません。また、地方税法第349条の3や地方税法附則第15条等の規定に該当する資産については、一定の要件のもとに課税標準の特例が適用されます。

なお、非課税資産または課税標準の特例が適用される資産を申告される場合は、所管する主務官庁等の証明書または届出書の写し、カタログ、精度検査成績書等を必ず添付してください。

### <課税標準の特例規定の例（一部抜粋）>

(令和5年10月現在)

根拠規定		特例対象資産	関係法令	特例率	備考
条	項号				
地方税法附則第15条	第2項第1号	汚水または廃液の処理施設	水質汚濁防止法第2条第2項 地方税法施行規則附則第6条第12項	1/2	・特定施設届出書
	第2項第4号イ	産業廃棄物処理施設(石綿を含有する産業廃棄物処理に供する物)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項、第15条第1項 地方税法施行規則附則第6条第15項、第16項	1/2	・産業廃棄物処理施設設置許可申請書 ・設計図面等 令和4年4月1日から 令和6年3月31日までの取得
	第2項第4号ロ	第2項第4号イ以外の産業廃棄物処理施設		1/3	
	第25項第1号イ	自家消費型太陽光発電設備(1,000kw未満)	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第3項 地方税法施行規則附則第6条第52項～第58項	最初の3年度分価格の2/3	・届出書 ・(一社)環境共創イニシアチブの「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」 令和2年4月1日から 令和6年3月31日までの取得
	第25項第2号イ	自家消費型太陽光発電設備(1,000kw以上)		最初の3年度分価格の3/4	
	第25項第1号ロ	風力発電設備(20kw以上)		最初の3年度分価格の2/3	・届出書 ・経済産業省の認定書 ほか 令和2年4月1日から 令和6年3月31日までの取得
	第25項第2号ロ	風力発電設備(20kw未満)		最初の3年度分価格の3/4	
	第25項第2号ハ	水力発電設備(5,000kw以上)		最初の3年度分価格の3/4	
	第25項第3号イ	水力発電設備(5,000kw未満)		最初の3年度分価格の1/2	
	第25項第1号ハ	地熱発電設備(1,000kw未満)		最初の3年度分価格の2/3	
	第25項第3号ロ	地熱発電設備(1,000kw以上)		最初の3年度分価格の1/2	
	第25項第1号ニ	バイオマス発電設備(10,000kw以上20,000kw未満)		最初の3年度分価格の2/3	
	第25項第3号ハ	バイオマス発電設備(10,000kw未満)		最初の3年度分価格の1/2	

根拠規定		特例対象資産	関係法令	特例率	備考
条	項号				
地方税法附則第15条	第32項	企業主導型保育事業用償却資産	児童福祉法第6条の3第12項、第59条の2第1項 地方税法施行令附則第11条第35項	補助開始日の翌年度から5年度分 価格の1/2	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出書</li> <li>児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づき、県知事に提出した書類</li> <li>子供・子育て支援法に基づく政府の補助を受けたことを証する書類</li> </ul> 平成29年4月1日から令和6年3月31日までに政府の補助を受けた者
地方税法第349条の3	第2項	ガス事業用償却資産	ガス事業法第2条第5項、第6項 地方税法施行令第52条の2	最初の5年度分 1/3 その後5年度分 2/3	<ul style="list-style-type: none"> <li>許可申請書</li> <li>供給区域及び供給地点の図面等</li> </ul>
	第27項	家庭的保育事業用償却資産	児童福祉法第6条の3第9項	1/2	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出書</li> <li>事業の認可を受けたことを証明する書類</li> </ul>
	第28項	居宅訪問型保育事業用償却資産	児童福祉法第6条の3第11項	1/2	
	第29項	事業所内保育事業用償却資産	児童福祉法第6条の3第12項	1/2	
旧地方税法附則第64条		生産性の向上に向けた中小企業の設備投資に係る償却資産・事業用家屋※	中小企業等経営強化法第2条第14項、第52条 旧地方税法施行令附則第39条	最初の3年度分 価格が0	<ul style="list-style-type: none"> <li>先端設備等導入計画認定申請書</li> <li>先端設備等導入計画認定書</li> <li>工業会等による経営力向上設備等に係る仕様等証明書</li> <li>認定経営革新等支援機関確認書 ほか</li> </ul> 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの取得
地方税法附則第15条	第45項	生産性の向上に向けた中小企業の設備投資に係る償却資産※	中小企業等経営強化法第2条第14項、第52条 地方税法施行令附則第11条第47項	最初の3年度分 1/2	<ul style="list-style-type: none"> <li>上覧書類 ほか</li> </ul> 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの取得
				導入計画内に賃上げ方針がある場合 最初の5年度分 または4年度分 1/3	<ul style="list-style-type: none"> <li>上覧書類 ほか</li> </ul> 5年度分は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの取得 4年度分は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの取得

※詳細は下記アドレスの能美市HP「中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定申請受付について」内のページ下部「固定資産税の特例措置について」の項目をご確認ください。

<https://www.city.nomi.ishikawa.jp/www/contents/1001000000146/index.html>

